平成２８年（フ）第１０９６号
福岡市南区曰佐２丁目28番２－105号
破産者　矢島　義則
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１９５号
福岡市早良区梅林６丁目17番３号
破産者　畑江　益満
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４０２号
福岡県大野城市緑ケ丘４丁目10番５号　ヒルズウオークＫ305号
破産者　福間　勝利
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４１４号
福岡市早良区荒江２丁目６番１号
破産者　三木　幸子
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８６号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷127番地12　平野アパート201号
破産者　山口　恵子
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
鹿児島県出水市高尾野町大久保7360番地
破産者　山門　隆幸
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５８号
さいたま市見沼区大字風渡野156番地１　ヴェルディ・ア・カーサＡ103
破産者　吉田　俊郎
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
長崎県諫早市高来町神津倉282番地１　さざんかハイツⅦ107号、前住所佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1831番地10
破産者　池田　　泰（旧姓三木）
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第７３号
鹿児島県肝属郡錦江町田代麓5147番地
破産者　東郷　輝昭
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１１０９号
札幌市豊平区美園４条５丁目２番３－102号
破産者　臼渕　美苗（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２９０号
札幌市白石区菊水３条２丁目６番８－407号
破産者　川上　吉巳
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８０号
仙台市太白区長町南３丁目４番20号　ＴＡＨＯ弐番館103、従前の住所仙台市青葉区木町通１丁目２番５－1301号
破産者　赤木　美枝
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４８３号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字八幡前39番地
破産者　小野　孝子
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５８号
神奈川県横須賀市野比３丁目１番２－204号
破産者　矢田部光雄
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２５号
富山県南砺市福光694番地12
破産者　渡辺眞喜子
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第３０号
沖縄県中頭郡中城村字南上原997－３　なぎさアパート３－10号室、住民票上の住所静岡県沼津市志下560番地の２
破産者　佐野　保弘
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１０８７号
名古屋市西区鳥見町３丁目15番地　ウィンドウズ鳥見301号、従前の住所名古屋市千種区向陽町１丁目３番地の２　ロイヤルアーク覚王山２－Ａ号
破産者　名鉄歯科こと　山幡　恭敬
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部